

## ウォーターサーバーの勧誘トラブルにご注意!! —その契約、レンタルですか？購入ですか？—

解約を申し出たら、  
勧誘時に説明がな  
かったのに…  
違約金を請求され  
たわ…

レンタル契約を結んだと  
思っていたのに…  
購入契約になっていた  
んだよ…

あと〇名様まで  
お得に契約でき  
ますよ。

今日までキャン  
ペーンやってます。

### トラブルにあわないための注意ポイント!!

- そのサーバーは「レンタル」ですか？「購入」ですか？
- 契約相手の事業者はどこですか？
- 月々の支払額と契約期間の総額はいくらですか？
- 解約料や違約金、残債について確認しましたか？
- 販売員の説明で分からないことはありませんか？
- 販売員の説明は契約書の内容と一致していますか？
- 複数の事業者の機器や価格、サービス内容を比較・検討しましたか？

**必要なければ  
きっぱり断る!!**



**お断りします**

**不安に思った場合やトラブルになった場合は  
消費者ホットライン「☎188」へご相談ください!!**

国民生活センター 2024年11月6日 公表資料 より

奈良県消費生活センター

〒630-8122  
奈良市三条本町8-1  
シルキア奈良2F  
☎0742-36-0931



**消費者  
ホットライン  
☎188**

奈良県消費生活センター

中南和相談所  
〒635-0085  
大和高田市片塩町12-5  
大和高田市市民交流センター3F  
☎0745-22-0931



# 消費者の目



奈良県消費生活センターでは「消費者の目」として毎月第1火曜日の奈良新聞(朝刊)に消費者に気を付けてほしい消費者トラブルや役に立つ情報を掲載しています。

## カニなどの海産物の電話勧誘販売トラブル

### 【事例】

「カニを買ってください」と電話があった。「いらない」と断ったにもかかわらず、しつこく勧誘された。それでも頑として断り電話を切った。ところが今日、その業者から契約書が送られてきた。「10日後に商品を送る」と書かれている。すぐに書かれている電話番号に電話をかけたがつかない。どうすればいいだろうか。(40歳代 女性)



カニが届いたらどうしよう…



特にカニ等の購入機会が増える年末は、このようなトラブルが増加する傾向があるので注意が必要です。荷物の受け取り時は、よく確認をしましょう!!

### 【答】

「電話で断っているから」と何も対応しないしていると、クーリング・オフ期間が過ぎた頃にカニが送られて来る可能性があります。注文していないので受け取り拒否をすればいいのですが、業者は「注文は受けている」と主張してくるかもしれません。契約をしていないことを確認しておく必要があるので、事業者には電話をかけたがつかないまま、念のためクーリング・オフの通知書を送付するよう助言し発送されました。次の日に再度、業者に電話すると「注文を受けていると間違えて送ってしまった」との回答で、クーリング・オフの通知書を送付した旨を伝え解約処理を確認しました。相談者には、もしカニが送られてきても「クーリング・オフした」と主張して受け取り拒否をすればいいと伝えましたが、カニは送られてきませんでした。

電話勧誘販売の場合、特定商取引法によりクーリング・オフすることができます。(契約書面等受け取った日から数えて8日間以内)



## ワンポイントアドバイス!!

- 不要である場合には、きっぱりと断りましょう。断ったにもかかわらず、一方的に代引き配達で商品が届いたら受け取りを拒否しましょう。
- 代金を支払い商品を受け取ってしまった場合でも、事業者に対し返金を求めることができます。
- 事業者からの電話勧誘で契約したときは、クーリング・オフができます。
- 家族や周りの人に電話があったことを伝えておくことが大切です。
- 相手の説明に不信感や疑問を抱いたら、消費生活センター等(消費者ホットライン☎188)に相談しましょう。

クーリング・オフ!!



クーリング・オフの手続き方法は、消費生活センターHPを参考にするか、消費生活センターに相談してください。



ホームページ

**注意**

年末年始の時期、ご家族の間などでお話しする機会に、<sup>もう</sup>儲け話への注意喚起をお願いします!!

投資や<sup>もう</sup>儲け話を聞いたら、まず疑いましょう!!

⚠️「必ず」「確実」はウソ

そんな<sup>もう</sup>儲け話はありません。

⚠️「高利回り」は怪しい

本当なら、他人からお金を集めません。



副業や稼ぎ話の勧誘にも注意しましょう!!

⚠️「楽して」「簡単」はウソ

勧誘している人の方に、楽して簡単にお金が行ってしまいます。

⚠️「サポート」「コーチ」は怪しい

本当に稼げる方法は、人に教えません。



お金を出す前に、まずは家族に相談!!  
そして消費者ホットライン☎188に連絡!!

消費者庁  
「財産分野の注意喚起」  
QRコード



国民生活センター  
「身近な消費者トラブル  
儲け話」QRコード



国民生活センター 2024年6月27日 公表資料 より



## 消費者カクイズ



Q1. 特定商取引法におけるクーリング・オフについて述べた文のうち、正しいものを1つ選びましょう。

- A: 商品を送り返す場合の送料は、事業者負担とされている。
- B: クーリング・オフをするためには、正当な理由が必要である。
- C: 訪問販売で買った布団でも、使用してしまった場合はクーリング・オフできない。
- D: クーリング・オフ期間内に通知書が事業者が届く必要がある。

Q2. 特定商取引法におけるクーリング・オフができるものはどれか1つ選びましょう。

- A: 電話で業者から体に良いと勧められて健康食品を購入した。
- B: ネット通販で数量限定のテーブルを購入した。
- C: テレビショッピングで人気商品の掃除機を購入した。
- D: ショッピングモールの店員に勧められて洋服を購入した。



困ったな、どうしたらいいのかなと思ったら  
消費者ホットライン ☎188 まで



## メッセージアプリでのトラブル回避策!!

友だちを追加する機能がトラブルにつながるケースがあります!!

**Q** 知らない人や、長年連絡を取っていない人が「知り合いかも?」にたくさん表示されます。家族や親しい友人とのやりとりだけに使うには?

**A** ①設定で「友だち自動追加」をオフにしましょう。  
②「友だちへの追加を許可」もオフにしましょう。



「友だち自動追加」は、あなたのスマホに登録してある人を自動で友だち登録する設定、「友だちへの追加を許可」は、あなたが登録されている相手のスマホへの友だち登録を許可する設定です。オンオフを確認し、必要であれば設定の変更をしましょう。

総務省「トラブル対策ブック アクティブシニア対象」より



## 消費者カクイズ答え



Q1 解答: A

解説: 特定商取引法におけるクーリング・オフでは、商品を返品する場合の送料は、事業者が負担するので着払いで返品できます。期間内であれば理由を問わず、指定消耗品以外の商品を使用している場合でも、クーリング・オフができます。通知書は、期間内に発信すればよく、到着ではありません。

Q2 解答: A

解説: Aは電話勧誘販売に該当し、クーリング・オフの対象となります。(期間は8日間)。Bはネット通販、Cはテレビショッピングで通信販売には特定商取引法のクーリング・オフ制度はありません。Dは店舗で購入しており、不意打ち性のない販売形態であるためクーリング・オフが適用されません。

発行: 奈良県消費生活センター

〒630-8122 奈良市三条本町8番1号 シルキア奈良2階  
Tel 0742-32-0621 / Fax 0742-32-2686

なら こじかつうしん 1月号 (2024年12月15日発行)

ホームページ <https://www3.pref.nara.jp/syouseiseikatsucenter/>

奈良県消費生活センターは、  
毎月第3水曜日  
11:45~11:59  
ならどっとFM「ひるなら784」に  
出演しています!!  
※放送予定日: 12/18(水)  
1/15(水)



奈良県消費生活センター ホームページ  
マスコット しっかりくん